

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、産業経済部〔商工・貿易振興課、企業誘致課、観光・交流振興課、農林水産振興課（有害鳥獣対策室）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年 2 月 1 5 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

産業経済部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年1月29日（金）

2 監査の対象

産業経済部

商工・貿易振興課、企業誘致課、観光・交流振興課、農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室）、（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項については検討が望まれるので意見を付す。

（1）補助事業終了後の取組みについて

補助期間が定められたソフト事業とハード事業については、補助事業が終了されても、魅力のある街づくりや観光客の誘致など経済的効果に引き続き努めていただき、次なるステップを目指し取り組んでいただきたい。

（2）「敦賀港レトロ浪漫ARアプリ開発事業」について

大正期から昭和初期の敦賀港金ヶ崎岸壁周辺の景観や構造物をスマートフォンなどで体感できるアプリについては、今後ダウンロード数を増やしていくためにも、アプリの存在と周知を強化し、金ヶ崎周辺の賑わい創出に有効性ある事業として努めていただきたい。

（3）指定管理者の自主事業の運営及び管理について

きらめきみなと館については、海が見えるという好条件の景観を活かせる

ようイベントの有無に関わらず多くの方が訪れる施設として有効活用、経済効果に努めていただきたい。

敦賀きらめき温泉リラポートについては、今春オープン予定の敦賀市グラウンドゴルフ場との相乗効果を大いに活用し、新規顧客の確保など経済効果が増となるよう効率性のある企画運営をしていただくとともに、入浴施設等の安全管理にも努めていただきたい。